

○ 告 示

茨城縣告示第二百號

左記ノ通産婆名簿ニ登錄セリ

大正八年六月二日

茨城縣知事 力石 雄一郎

登錄番號	登錄年月日	種別	住 所	開業地	族籍	氏 名	年 齡
三五	大正八年五月廿四日	開業	西茨城郡西那珂村大字堤上四三ノ一	全村大字若茨城縣瀨二〇五平民	茨城縣	仁平 いつ	明治廿四年四月廿日生
五六三	全	訂正	筑波郡鹿嶋村大字下小日五四	住 所	地 全	福田 とく	明治廿四年十月廿日生
一七五	全	取消	新治郡土浦町二七	全	全	永長 なほ	明治廿三年二月廿日生
三二五	全	全	眞壁郡上野村大字赤濱六	全	全	成田 スカ	天保十一年九月九日生

茨城縣告示第二百一號

茨城縣久慈郡譽田村大字馬場五百廿六番地

乗合自動車營業 小 池 丑 松

右自動車取締令第二十六條ニ依リ大正八年五月廿八日左記路線ニ對スル營業許可ノ取消ヲナシタリ

大正八年六月二日

一久慈郡譽田村基點太田町經由水戸市ニ至ル

茨城縣知事 力石 雄一郎

茨城縣告示第二百二號

小學校教員無試驗檢定ニ合檢シ免許狀原簿ニ登錄シタル者左ノ如シ

大正八年六月二日

小學校本科正教員免許狀授與者

茨城縣知事 力石雄一郎

茨城縣平民 小笠原一郎

全 鯉沼 少

全 坂野 淨真

全 須釜 太郎

全 岩岡 保三郎

尋常小學校本科正教員免許狀授與者

茨城縣平民 小林 茂治

尋常小學校准教員免許狀授與者

茨城縣平民 小林 武之丞

○正 誤

五月廿九日發刊縣令第十六號第二十九條ノ三中「標本」ハ「標木」頁數「五」ハ「六十二」「六」ハ「六十三」「七」ハ「六十四」ノ孰モ誤植

○叙任及辭令

五月二十一日

新治郡七會尋常高等小學校訓導

木村 直

全郡小櫻尋常高等小學校訓導

足立松五郎

五級上俸ヲ級ス(各通)

全郡七會尋常高等小學校訓導兼全學校校長

郡七會村立七會農業補習學校訓導全學校長

木村 直

小學校令施行規則第二百二十六條第二號後段ニ依リ退職ヲ命ス

全郡小櫻尋常高等小學校訓導兼全學校校長

郡小櫻村立小櫻農業補習學校訓導全學校長

足立松五郎

小學校令施行規則第二百二十六條第二號前段ニ依リ退職ヲ命ス

五月廿二日

那珂郡柳河第二尋常小學校訓導

秋山十郎

六級下俸ヲ給ス

全校訓導兼全學校校長全郡村立柳河第二農業補習學校訓導全學校長 秋山十郎
小學校令施行規則第二百二十六條第二號後段ニ依リ退職ヲ命ス

五月廿三日

農業技手 綿引延遠

神奈川縣へ出向ヲ命ス

全 佐藤良作

願ニ依リ本職ヲ免ス

新治郡上天津東尋常高等小學校訓導兼全學校校長全郡上天津村立上天津東農業補習學校訓導全學校長 津賀元持

茨城縣新治郡七會尋常高等小學校訓導兼校長ニ任ス

全郡土浦尋常高等小學校訓導 小沼市平

六級上俸ヲ給ス 高等本科勤務ヲ命ス

茨城縣新治郡上天津東尋常高等小學校訓導兼校長ニ任ス

六級上俸ヲ給ス 高等本科勤務ヲ命ス

全郡柿岡尋常高等小學校訓導兼全郡柿岡町立柿岡農業補習學校訓導 鈴木皆吉

茨城縣新治郡小幡尋常高等小學校訓導兼校長ニ任ス

六級上俸ヲ給ス 高等本科勤務ヲ命ス

茨城縣新治郡上天津東尋常高等小學校訓導兼校長ニ任ス

全郡柿岡尋常高等小學校訓導兼全郡柿岡町立柿岡農業補習學校訓導 鈴木皆吉

茨城縣新治郡小幡尋常高等小學校訓導兼校長ニ任ス

六級上俸ヲ給ス 高等本科勤務ヲ命ス

茨城縣新治郡小幡尋常高等小學校訓導兼校長ニ任ス

全郡小幡尋常高等小學校訓導兼全學校長
郡小幡村立小幡農業補習學校訓導全學校長

富田 浩

茨城縣新治郡小櫻尋常高等小學校訓導兼校長ニ任ス
六級上俸ヲ給ス 高等本科勤務ヲ命ス

北相馬郡取手尋常高等小學校訓導

染谷 由藏

全 上

宮本 秀雄

七級下俸ヲ給ス(各通)

全 上

中山 安五郎

八級上俸ヲ給ス

全郡北文間尋常高等小學校訓導

六級下俸當分月俸參拾貳圓ヲ給ス 六本木近四郎

九級上俸ヲ給ス 全郡高井尋常高等小學校訓導 多田晴太郎

全郡文間尋常高等小學校訓導

八級上俸當分月俸貳拾四圓ヲ給ス 近藤 よね

全 上

古川 晋策

八級下俸ヲ給ス

眞壁郡養蠶尋常高等小學校訓導

七級下俸當分月俸貳拾七圓ヲ給ス 藤 枝 鐵 吉

全校准訓導

三級上俸ヲ給ス 藤本亮三郎

五月二十四日

多賀郡日立第三尋常小學校訓導

五級下俸ヲ給ス 根本 武男

小學校令施行規則第二百二十六條第二號前段ニ依リ退

職ヲ命ス

鹿島郡矢田部尋常高等小學校訓導

永井 康雄

小學校令施行規則第二百二十六條第二號ニ前段ニ依リ退

職ヲ命ス

行方郡麻生尋常高等小學校訓導兼全郡町立

麻生實業補習學校訓導 輕部 顯

小學校令施行規則第二百二十二條第三號ニ依リ休職ヲ

命ス 休職中俸給ヲ給セス

稻敷郡龍ヶ崎尋常高等小學校訓導

吉田たけの

小學校令施行規則第二百二十二條第一號ニ依リ休職ヲ

命ス 休職中俸給ヲ給セス

猿島郡神大實尋常高等小學校准訓導

倉持 吉藏

全郡八侯尋常高等小學校准訓導

久野 信喜

顯ニ依リ退職ヲ命ス(各通)

茨城縣結城郡江川尋常高等小學校准訓導ヲ命ス
中村 榮 一
五級下俸ヲ給ス 尋常本科勤務ヲ命ス

茨城縣結城郡江川尋常高等小學校訓導ニ任ス
岡 本 ヌ イ
八級下ヲ給ス 專科勤務ヲ命ス

五月二十六日
多賀郡高鈴尋常高等小學校訓導兼全郡高鈴
村立高鈴實業補習學校訓導
鈴 本 隆 助

茨城縣多賀郡松原尋常高等小學校訓導ニ任ス
七級上俸ヲ給ス 高等本科勤務ヲ命ス
休職新治郡瓦會尋常高等小學校訓導兼全郡
瓦會村立瓦會農業補習學校訓導
綿 引 勝 義

五月廿七日
千葉縣香取郡笹川町須賀山郷社諏訪大神社掌
五十嵐 光 嗣

兼補茨城縣鹿島郡中島村大字息栖縣社息栖神社々掌
年俸拾圓給與
茨城縣鹿嶋郡中島村大字息栖縣社息栖神社

兼補茨城縣鹿島郡中島村大字息栖縣社息栖神社々掌
年俸拾圓給與
茨城縣鹿嶋郡中島村大字息栖縣社息栖神社

宮 本 正 佑
兼補茨城縣鹿島郡嶋中嶋村大字筒井無格社青龍神社
々掌
年俸五圓給與

茨城縣那珂郡中野尋常小學校准訓導ヲ命ス
六 部 信 雄
七級上俸ヲ給ス 本科勤務ヲ命ス

久慈郡東小澤尋常高等小學校准訓導
梅 原 義 夫
顧ニ依リ退職ヲ命ス
木戸市下市尋常小學校訓導

五級上俸ヲ給ス 林 龍
小學校令施行規則第二百二十六條第二號前段ニ依リ退
職ヲ命ス
眞壁郡下館尋常高等小學校訓導

赤 上 秀 次
全 上

七級上俸ヲ給ス(各通)
武 井 清 三 郎
全 上

八級上俸ヲ給ス
吉 成 仙 太 郎
全 上

全 上
三 村 は な

全	上	新井こゑと
八級下俸ヲ給ス(各通)	上	田中ちよ
全	上	田所健三
九級上俸ヲ給ス	上	市村く
全	上	諸岡豊太郎
八級下俸ヲ給ス	上	福田坂雄
全	上	大貫甚太郎
七級下俸ヲ給ス	上	吉田哲之輔
全	上	篠田龜太郎
七級上俸ヲ給ス(各通)	上	竹尾たか
全	上	
九級下俸ヲ給ス	上	

六級下俸ヲ給ス	核准訓導	塚本タカ
全		
五級下俸ヲ給ス	核准訓導	富澤な
茨城縣稻敷郡生板尋常高等小學校核准訓導ヲ命ス		大野嘉一
五級下俸ヲ給ス	尋常本科勤務ヲ命ス	宮本嘉一
茨城縣稻敷郡本原尋常高等小學校核准訓導ヲ命ス		
四級下俸ヲ給ス	尋常本科勤務ヲ命ス	小竹啓藏
茨城縣稻敷郡八原第一尋常小學校訓導ニ任ス		
九級下俸ヲ給ス	本科勤務ヲ命ス	寺田リツ
茨城縣稻敷郡龍ヶ崎尋常高等小學校訓導ニ任ス		
九級上俸ヲ給ス	尋常本科勤務ヲ命ス	小竹武夫
茨城縣稻敷郡龍ヶ崎尋常高等小學校訓導ニ任ス		
十一級下俸ヲ給ス	尋常本科勤務ヲ命ス	清水か
得		
稻敷郡龍ヶ崎町立實科高等女學校助教諭心		
月俸貳拾圓ヲ給ス		小幡榮
茨城縣行方郡潮來町立女子技藝學校助教諭ニ任ス		
五級俸當分月俸貳拾八圓ヲ給ス		

五月廿八日

稻敷郡書記 戸之内三郎
病害虫驅除豫防委員ヲ命ス

神長久米吉
山田章
病害虫驅除豫防委員ヲ囑託ス(各通)
山田 須道
二田 兼次
園部 孫重
堀米 桃封

病害虫驅除豫防委員ヲ解ク(各通)

五月廿九日

茨城縣結城郡結城町大字結城村社聰敏神社
長澤一喜

年俸七圓給與

全縣猿嶺郡七重村大字上出島村社三嶋神社
上坂昇

年俸拾圓給與

警部 野木延造
警部補 助川六合彦
全 岩崎兵作
全 田口英四郎
甲種自動車運轉手火藥類取扱人丙種火藥類作業主任

試験委員ヲ命ス(各通)

警察技手 滑川忠吉

全 岡村鐘太郎
甲種自動車運轉手試験委員ヲ命ス(各通)
全 關根豐太郎

火藥類取扱人、丙種火藥類作業主任試験委員ヲ命ス

○正誤

五月廿九日發刊第六九四號叙任及辭令欄五〇一頁下段二行「大字下大野村」ノ「下」ヲ脱ス六行「愛神社」ハ「愛宕神社」ヲ誤

○彙報

○官廳事項

○轉任 茨城縣農業技手編引延遠ハ五月廿六日神奈川縣農業技手ニ任セラレ月俸貳拾參圓ヲ給與セラレ

○產業

○米穀包裝面荷印 穀物検査規則ニ依リ包裝面ノ荷印ヲ許可シタルモノ左ノ如シ
荷印 尖 肉色 黒 筑波郡板橋村 山田龍太郎

○雜事

○英國ニ於ケル輸出制限緩和 本件ニ關シ其ノ筋目
リ左ノ通通知アリタリ

戰時中英國ヨリノ輸出禁止ハ食料品及原料品ヲ除外シ實際上解禁セラレタル旨本國外務省ヨリ電報アリタリ

○米國ニ於ケル金製品輸出規則改正 本件ニ關シ其ノ筋ヨリ左ノ通知アリタリ

金ノ製品ニシテ其ノ含有純金ノ價格カ全体ノ六割五分ニ超ヘサルモノハ關稅規則ニ依ル輸出宣言ヲ爲スコト等ヲ除クノ外輸出許可書ヲ必要トセス右六割五分ヲ超セルモノハ金塊ト見做シ輸出地ノ準備銀行ニ届出ツルヲ要スル旨五月九日戰時通商局ヨリ發表セラ

○英國ニ於ケル輸入制限 本件ニ關シ其ノ筋ヨリ左ノ通知アリタリ

(一)左記品ノ輸入制限ヲ撤廢ス

- 七六、ドローンスレッドウオーク
- 七七、被服(男子及男兒用)
- 七八、綿帆布(各種包装用ノモノ)
- 七九、花崗岩(セツト及カーブ)
- 八〇、手用耕耨器、手用錐、播種機、種子クリーニンガマシン、馬蹄鐵、馬鈴薯掘取器、馬鈴薯植付器、畦付機除根及機、豆刈取機、施肥用柄杓、熊手、小麥植付器
- 八一、マレアルチニエプフイツテンケ
- 八二、壓力制定機械、注油機、クリースカップ、インシエクタ
- 及エシエクタ、ポンプ及エンヂンガヴァナース、アレッツシエ
- ア一及ウアキアムゲ
- 八三、伸縮織手(鐵又ハ眞鍮製)
- 八四、ブレツスドスチール、ユニオンカツプリンケ
- 八五、ウオターゲージシツテンケ
- 八六、スターウムトラツツ
- 八七、メタリック、スチームバツキンケ
- 八八、眞鍮線、銅線、コツパークラツトワイヤ、フオスフオア
- ワイヤ、コツパースチールスプリンケワイヤ

錫チ引キタルワイヤ、ワイヤレツツンケインニツケルド
コツパ、スチールワイヤコツパードエンドフラツツテンド

- 八九、ワイヤロープツケツト、トロツプアフォードスチール
 - 九〇、コツパードツド及鋼及鐵ノワイヤードツド
 - 九一、安質母クルド、レギユラーエンドサルファイド
 - 九二、アンブールファイア
 - 九三、鉛製金口(ワイスキ、及其ノ他ノ邊用)
 - 九四、瓦斯アイロン
 - 九五、キヤツトルアフォニンケインスルメンツ
 - 九六、數學用器及同器用螺旋
 - 九七、油罐
 - 九八、金屬製眼鏡箱
 - 九九、手用押形器(日附番號及スタンブ用)
 - 一〇〇、錫引鐵櫃及フオーク
 - 一〇一、捕鼠器(木及ワイヤースプリンケ製)
 - 一〇二、印刷版、亞鉛版、銅版及眞鍮版製造用電氣版及亞鉛版
 - 一〇三、空箱(果實及野菜用)
 - 一〇四、膏銅粉
 - 一〇五、護謨ノ屑及小片
 - 一〇六、著音器及各種樂器類(ハモニカー、オルガン、ピアノ、ピアノ、ライ、及同種類ノ樂器ヲ除ク)
- 以上モノニ對シ「セイチラライセンシ」發セラル
- (二)左記物品ノ輸入ハ要求アリタル際ニ於テ例外的ニノミ特許セラル
- 一〇七、製本用擦絲
 - 一〇八、仕上花崗石
 - 一〇九、トラクタ、及トラクラー、アラウ、
 - 一一〇、アチサボート
 - 一一一、ホルト、バツク及ケース用

- 一一二、椅子類
 - 一一三、サイクルベル
 - 一一四、挺子(アレス用)
 - 一一五、フック及アイズ及アレスボタン
 - 一一六、ペーシテッド アイアン モスキットゲート
 - 一一七、タイパーピン
 - 一一八、ベン軸用メタルナツフ
 - 一一九、眞鍮ロツク、チープ及ストリツク眞鍮引チユーア
 - 一二〇、ニツケルワイヤー、ワイヤーペーパークリツク、ワイヤー
子ルエン、エキストラ、ハースワイヤー、ワイヤープロ
クダースタツプ
 - 一二一、馬蹄鐵釘、ワイヤーシエーチール、ワイヤーホツプ子
フィルト子ール(鐵又ハ鋼製)カソト子ール(鐵又ハ鋼製)
 - 一二二、鐵又ハ鋼製ノ辨瓦斯水蒸汽用栓及アイアンフック
ブ
 - 一二三、コルセツト及サスペンダー用金屬製フイツナツク
 - 一二四、六吋以下ノ一切ノ種類ノ鉄
 - 一二五、外科用及内科用醫療器
 - 一二六、スプリングワツシヤ
 - 一二七、ヘミロテリボン
 - 一二八、鋼及鐵線、ワイヤーボール、錫及亞鉛引線
 - 一二九、銃及ライフル
 - 一三〇、藥莢
 - 一三一、メタルアルコール
 - 一三二、ウシ
 - 一三三、左記ノ硝子ノ硝子器
- 科學用、機械用、光學用、礦夫用、ランナ、硝子礦夫用電球
(左記物品ノ輸入ハ左ノ通り制限ス)

- 一三四、油布ノ輸入制限ハ繼續セラル、モテールベル、シリ
ンドクロス及レザークロスヲ除キタル他ノ織子ノモノニ對
シテハ無制限ニ特許セラル
- 一三五、羊毛製品ノ輸入制限ハ繼續セラル、モ十四オンス以上及
幅五十四吋ノ輸入制限ニ對シテハ無制限ニ特許セラル
- 一三六、婦人衣服(コルセツトチ含ム)ニ對シテハ、千九百十六年輸
入ノ二割五分ノ割合ニテ許可セラル
- 一三七、釦ハ千九百十六年輸入量ヲテ許可セラル
- 一三八、トリムミンク、ウエビシタ線飾、眞田、ジツクス、打紐、平
打紐、ウイニスカブレット、アフチルス、タリ、フレスコット
ハ千九百十六年輸入量ノ同量ヲテ許可セラル
- 一三九、加工大理石ハ千九百十六年輸入量ノ同量ヲテ許可セラル
- 一四〇、左記物品中農具局ヨリ副申アリタルモノノ外今後ハ許可
ヲ與ヘサルヘシ
- 一四一、カルクベーター、スアレリアース、ドリル、ヘヤ
ローダー、ハリロー、草刈器、アラウ、リーパー、リール
グアツタチメント、サイロフイラー、テツグター、トラクタ
ヒツチエス、トラウサ
- 一四二、瓦斯水及蒸汽用辨ニシテガンメタル眞鍮又ハ青銅製ノモ
ノハ千九百十六年ノ輸入量ノ同量ニ制限セラル
- 一四三、ハモニカー、オルガン、ピアノ、及同種ノ樂器ハ
千九百十六年輸入量ノ二割五分ヲ許可セラル
- 一四四、但樂器ノ個數ヲ以テ其ノ割合ヲ定ム
- 一四五、硝子器ハ壺、壺チモ包含レ千九百十三年ノ五割ヲ許可セ
ラル(但科學用硝子及硝子器機械用硝子及硝子器科學用硝
子及其製品礦夫用ランナ硝子及礦夫用電球ヲ除ク)

○郡市町村

○吏員認可 五月廿八日海野熊次郎、那珂郡五峯村長ニ上坪信

行ヲ多賀郡華川村助役ニ軍司熊吉ヲ那那郡川田村助役ニ沼田吉雄
 ナ多賀郡松原町助役ニ石井義亮ヲ西茨城郡六戸町助役ニ大峯金三
 郎ヲ西茨城郡南川根村助役ニ執モ就職認可セリ
 ○吏員退職 西茨城郡南川根村助役瀧田松太郎ハ四月十日退職
 セリ

○觀象

水戸測候所觀測氣象

五月廿八日

氣壓(海面) 七百六三・九
 空氣溫度(平均) 一六度八 (華氏六二度二)
 同(最高) 二二度七 (華氏七二度九)
 同(最低) 一二度九 (華氏五三度四)
 濕度 八三%
 日照時數 四、八
 雨量 一〇時三
 風平均速度 二米六
 同最強速度 四米六
 同最多方向 東北東
 降水量 東北東
 記事 一耗一
 海鳴、電光、雷聲、露
 五月廿九日
 氣壓(海面) 七百六三・九
 空氣溫度(平均) 一七度九 (華氏六四度二)
 同(最高) 二三度六 (華氏七四度五)
 同(最低) 一二度六 (華氏五四度七)
 濕度 七九%
 日照時數 七、五
 日照時數 七時三

風平均速度 二米六
 同最強速度 九米四
 同最多方向 南南西
 降水量 南南西
 記事 一耗
 雷電

五月三十日

氣壓(海面) 七百六三・九
 空氣溫度(平均) 一八度二 (華氏六四度八)
 同(最高) 二六度六 (華氏七九度九)
 同(最低) 一三度七 (華氏五七度七)
 濕度 八二%
 日照時數 六、三
 雨量 四時七
 風平均速度 二米一
 同最強速度 五米〇
 同最多方向 南南西
 降水量 南南西
 記事 三耗八
 雨、露、雷雨、微雪

○廣告

瓦替替請負入札

猿島郡新郷尋常高等小學校本校校舍裏室

一屋根裏側瓦替替工事

坪數八十七坪

但シ木棟並降り棟長四拾壹間五分漆喰塗トモ

此入札保證金各自見積金高ノ百分ノ十以上

右請負望ノ者ハ本村役場ニ就キ入札規程契約書案仕

樣設計書及現場熟覽ノ上來ル六月十四日正午十二時

迄ニ入札保證金相添へ同役場ニ於テ入札スヘシ但シ
即時開札ス

此契約ハ本村長之ヲ締結ス

大正八年六月二日

猿島郡新郷村役場

東茨城郡上野合 岡村大字 小幡
平須地内(一號)

一並木松風損木四本 目通二尺ヨリ三尺三寸
枝下一間ヨリ三間二分

全郡石塚村大字那珂西地内(二號)

一全 參本 目通及末口七寸ヨリ五尺七寸
枝下及長一間半ヨリ四間

各此入札保證金各自見積金額十分ノ一以上

右公賣ス望ノ者ハ所管郡役所ニ就キ公賣ニ關スル規
程内譯明細書及現木熟覽之上六月二日午前十一時迄

ニ入札保證金相添へ同所ニ於テ入札スヘシ 但シ即
時開札ス

大正八年五月二十六日

茨城縣

